

8 / 3 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 8月3日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	ヘルパンギーナの流行について(警報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和5年第30週(7月24日～30日)において、江差保健所管内の定点あたりのヘルパンギーナ患者報告数が、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。</p> <p>資料については、別添のとおりです。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	注意喚起のため積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健環境部保健行政室健康推進課長 松岡		
	TEL 0139-52-1053		

8 / 3 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 8月3日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	水痘の流行について(注意報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和5年第30週(7月24日～30日)において、江差保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。</p> <p>資料については、別添のとおりです。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	注意喚起のため積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健環境部保健行政室健康推進課長 松岡		
	TEL 0139-52-1053		

ヘルパンギーナの流行について（警報）

令和5年（2023年）8月3日（木）15時00分

北海道檜山振興局保健環境部
保健行政室（北海道江差保健所）
電話 0139-52-1053 FAX 0139-52-1074

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年（2023年）第30週（2023年7月24日～2023年7月30日）において、江差保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第30週速報値）

区 分	江 差	全 道※	全 国※
定点医療機関あたりの患者報告数	7.00 人	9.62 人	4.71 人

※注：全道・全国については第29週確定値（7月17日～7月23日）。

2 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例（不顕性感染）も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを行っていると同時に、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

3 ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏季に流行する夏風邪の代表的疾患です。特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染（糞口感染）し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともにのどの奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、2～4日で症状は落ち着きますが、熱性けいれんやのどの痛みによる食欲不振・脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心筋炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

なお、流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/610/data.html>)

4 参考

(1) ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、江差保健所管内の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報の発令基準値に達した場合に発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が1週間で6人以上となった場合
※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が2人以上であれば警報を継続

(2) 最近5週間における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

(表示は、「患者/定点」単位：人)

	第26週 (6/26～7/2)	第27週 (7/3～7/9)	第28週 (7/10～7/16)	第29週 (7/17～7/23)	第30週速報値 (7/24～7/30)
江 差	0 (0.00)	1 (0.50)	2 (1.00)	2 (1.00)	14 (7.00) ※
全 道	823 (6.01)	1468 (10.72)	1679 (12.35)	1318 (9.62)	集計中
全 国	20343 (6.47)	23036 (7.33)	21577 (6.88)	14789 (4.71)	集計中

※第30週の患者報告数は速報値。

水痘の流行について（注意報）

令和5年（2023年）8月3日（木）15時00分

北海道檜山振興局保健環境部
保健行政室（北海道江差保健所）
電話 0139-52-1053 FAX 0139-52-1074

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年（2023年）第30週（2023年7月24日～2023年7月30日）において、江差保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第30週速報値）

区 分	江 差	全 道※	全 国※
定点医療機関あたりの患者報告数	1.00 人	0.07 人	0.11 人

※注：全道・全国については第29週確定値（7月17日～7月23日）。

2 水痘の感染予防

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がることから、最も感染しやすい感染症の一つとされています。水痘の感染予防には予防接種が有効です。水痘患者との接触後72時間以内にワクチンを接種することにより、発症の予防や軽症化が期待できます。

平成26年10月より、生後12月から生後36月に至るまでの間にある方を対象として、水痘ワクチンは定期接種となっています。

3 水痘とは

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、主に小児に多く見られ、水痘-帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる病気です。感染成立後、約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発熱、発疹などの症状が出現します。典型的な例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）し、治癒しますが、一部は脳炎などを合併し、重症化することもあります。

とくに、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者の方、薬剤などの影響で免疫力が低下している方が感染した場合、重症化しやすいため、注意が必要です。

なお、流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html>)

4 参考

(1) 水痘の注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、江差保健所管内の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】注 意 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が1週間で1人以上となった場合 警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が1週間で2人以上となった場合 ※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続
--

(2) 最近5週間における定点医療機関からの水痘患者報告状況（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第26週 (6/26～7/2)	第27週 (7/3～7/9)	第28週 (7/10～7/16)	第29週 (7/17～7/23)	第30週速報値 (7/24～7/30)
江 差	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	2 (1.00) ※
全 道	22 (0.16)	19 (0.14)	21 (0.15)	9 (0.07)	集計中
全 国	325 (0.10)	374 (0.12)	311 (0.10)	345 (0.11)	集計中

※第30週の患者報告数は速報値。